

平成30年7月18日

お客様 各位

飯塚信用金庫

「平成30年7月豪雨」にかかる災害に対する金融上の措置について

「平成30年7月豪雨」により被害に遭われた方に、謹んでお見舞い申し上げます。
当金庫では、被害を受けられたお客様に対し、以下のとおり対応させていただきます。

- 預金証書・通帳等を紛失した場合、預金者ご本人様であることをご確認させていただき、払戻し等の手続きを取らせていただきます。なお、本人確認書類がない場合でもご相談ください。
- 届出の印鑑のない場合でも同様に拇印にて払戻し等に応じさせていただきます。
- 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じさせていただきます。
- 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、取立ができるよう関係金融機関と調整させていただきます。
- 今回の災害のため支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対してご相談に応じさせていただきます。
- 損傷した紙幣や貨幣は、窓口で交換させていただきます。
- 国債を紛失した場合には、ご相談に応じさせていただきます。
- 災害による復旧のための資金や応急資金等のほか、既存のお借入れのご返済条件等についてご相談に応じさせていただきます。

詳細につきましては、お近くの当金庫各本支店窓口にお問い合わせください。

被害を受けられました皆様の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

以上